

平成18年7月5日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣
住民課	長	田村	実
子育て支援課	長	宮本	俊一
健康福祉課	長	笹川	門治

生活安全課長	藤澤 仁
商工観光課長	山崎 脩平
農林水産課長	山本 政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川 外治
富来病院事務長	古川 吉亮
会計課長	金谷 昭一
教育長	青山 源隆
学校教育課長	細川 幸男
生涯学習課長	中田 政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木 利夫
書記	西 清孝
書記	池 端久幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号並びに町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号
(委員会付託)
- 日程第3 志賀町農業委員会委員の推薦

(開 議)

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は30名であります。
定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 . 町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし

第95号及び議案第99号ないし第112号並びに町政一般

(質疑、質問)

小田 芳治議長 続いて、町長から提出のありました、報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号ないし第95号及び第99号ないし第112号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長

細川町長、この度はご退院おめでとうございます。

本当に大変な手術を受けられ退院されて間もない中、早々に公務に復帰なさいましたことは、町の発展、町民の幸せを常に第一に考えて下さっておる、町長の強い意志の表れであると、私は心より町長に敬意を表します。

また、今回の談合問題におきまして、入札制度の改革をやるとおっしゃる町長のお言葉を私は信じたいと思います。

今後、どうかお体には十分に気を付けられまして、頑張ってくださいと思います。

今、定例会において、私は2点お尋ねを致します。

一つ目は、定例会の初日に可決をされた町職員の勤務時間等の改正に少し関連のある質問であります。

庁舎の総合窓口或いは図書館等の施設をもう少しの時間、開けて頂けないかということでございます。

町民の方々から、せめて土曜日半日ぐらい窓口でいろいろな手続きができないものか。また、図書館がもう少し遅くまで開いていれば利用できるんだけれども。という声をよく聞きます。

民間の企業にお勤めの方々の中には、本当に不規則な交替勤務体制の中、お仕事を頑張っておられる方々が本当にたくさんおられます。

行政の方でも、職員の方々の勤務時間を多様化させるなどして、職員の方々には大変でしょうけれど、是非とも町民の要望にお答えをして頂きたいと思います。県内には、「行政は最大のサービス業である。」とおっしゃっておられる町長もおられます。

どうか町長をはじめとされ、町職員の皆さんがしっかりと住民の側を向

いて、住民のためのサービスをしっかりやって頂きたいと思いますが町長のお考えをお聞かせ下さい。

次に納税のことについて、お尋ねを致します。

今年の3月末頃だったと思いますけれども、納税組合長会議の席で何人かの組合長さんから、お金で前納すれば報償金が出るのに、町が勧める口座振替にしたら、報償金が出なくなった。口座振替で税金を前納できるように、また、報償金も出るようなシステムにできないかという要望がだされました。

税務課の方では、今年度は難しいが来年度にはそうなるように検討をしていくという説明をされておったかと思います。

実際、来年度にはそういうシステムで対応できるように計画が進んでいるのか。税務課長にお尋ねを致しまして私の質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

1番 南議員さんのご質問にお答えをしたいと思いますのですが、本日は開会冒頭から大変暖かいお言葉を頂戴致しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。1カ月ばかり公務を留守に致しまして6月19日から復帰いたしておるわけではありますが、只今の力強いお言葉を頂いて勇気百倍、今後共に全力をあげて住民サービスとそしてまた町政発展のために最善の努力を尽くしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。さてご質問の第1点につきましては、まず、この役場の総合窓口そして図書館等の時間延長によって、住民サービスを図れないかといったご質問であります。まず、総合窓口の時間延長につきましては、町民の皆様への住民サービスの向上を図る。こういった点で必要であると、このように受け止めております。

しかしながら、単に、平日の時間延長サービスが良いのか、或いはまた、月に何度かの例えば土曜日か日曜日の休日に窓口業務の開催の方法が良いのか、近隣市町村の実施状況や業務の範囲や内容、利用度合いこういったことを調査致しまして、検討したいとこのように思いますので宜しくお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、実施するに当たっては、快適で安心して暮らせる、この質の高い住民サービスの提供を目指して、前向きに取り組みたいとこのように考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。続きまして、図書館の会館時間についてであります。

図書館では、以前より開館時間帯の関係から職員は時差出勤により対応いたしてあります。施設の開館時間につきましては、合併にあたり旧志賀町、旧富来町での現状、実情こういつたことをふまえ協議いたしました。両町ともに平日は6時まで開館、旧志賀町のみ夏季期間3カ月30分延長して運営しておったわけではありますが、現状では6時以降の入館者は非常に少ないわけでありまして、逆に一部町民の方から「1人いるかいないか判らないのにこうこうと電気を点けて冷房もして開館する必要あるのか」とこういつた意見も多々いただいておるような状況でありまして、また、冬季期間に関しても、6時まで開館しておりますが、5時以降の利用者が少なくて同様のお言葉を頂戴いたしておるといつたような実態であります。ただ、合併に際して開館時間の減少いつのもサービスの低下と、このように受けとられなかつたろうかといふことで、開館時間の多い旧志賀町に富来町もあわせて、現在運営いたしてありますが、今年度も先月より夏季期間の運用をいたしてありますが、6時以降は両館とも本当に1人ないし2人の利用をいただいている状況であります。一方、合併に際して、夕方来館できない町民のために、それまで休館していた第3日曜・祝日の開館を実現しまして実質的な開館時間の拡張を実施おるわけであります。こちらの方は現在のところ好評を頂いてあります。今しばらく現状の開館時間で運営しながら、実情・現状にあつた開館時間へと検討してまいりたいと、このように思つておりますので、宜しくお願ひを致したいと思ひます。私の方は以上であります。

小田 芳治議長 柴田税務課長。

柴田 税務課長 はい、議長。

1番南議員さんのご質問であります。先ほどご質問の中にもございましたとおり、本年の3月29日の旧志賀町地区の納税組合会議の席上におきまして、納税組合長より同様のご質問が確かにあつたところであります。

税務課では、検討致しまして後日、返事をする旨回答させて頂いたところ
であります。

検討の結果、税務課といたしましては、本年の4月上旬に前向きに検討す
る旨の回答を各納税組合長さんにさせて頂いております。口座振替制度に
全期一括納入の制度を導入致しまして、納期前納入報償金が受けられるよ
う今後はシステムの実証実験を行いながら平成19年度から納税者の利便
性の向上のため、全期一括納入を口座振替によっても出来るように考えて
おりますので宜しくお願い致します。

なお、参考ではありますが、6月29日現在での全納報償金の件数と金
額は固定資産税で2,775件で5,279,700円、住民税で379件
559,000円となっております。

以上で私の答弁を終えさせていただきます。

今後ともご指導、ご鞭撻を宜しくお願い致します。

小田 芳治議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

一問目の質問を再度、質問させていただきます。

行革推進室長でもある田端総務課長にお尋ねいたします。報道によりま
すと、お隣の七尾市におきましては、この7月より住民サービスの向上を
図るため、幾つかの課で平日は午前8時半から午後7時まで、そしてまた、
年末年始を除いた土日・祝日においても午後5時15分まで業務をされる
となっておりますけれども、能登の中核都市を目指すといっておるこ
の志賀町が早くもこういうサービス面で隣の市に遅れをとったというこ
を課長は認識されておりますでしょうか。また、早急に同等のサービスを
開始するお考えはありますかお尋ねを致します。

小田 芳治議長 田端総務課長。

田端 総務課長 はい、議長。

只今の1番の南議員さんから質問あったことについて、お答えをした
いと思います。

実は、七尾市で現在、休日も土日・祝日問わず2名の職員が8時半から5
時までやっていることを聞いています。更にどれほど利用者があるかとい

うことで、4月1日には全くゼロであったけれども、午前中若干、今後増えてくるだろうということも聞いております。

ただしかし、この旧富来町で、13年から14年実施したことがあったけれども、その時は月二人か三人しかなかったということで、廃止したことがございます。そういったことも我々としては、どういうふう to 今後勤務時間の変更がありましたので、もっていくかまた、町長さんと協議をしていきたい、ただ中能登、宝達志水については、現在8時半から7時30分ということで、その休日についてはないと、ただ、住民票を前もって言ってくれば宿日直室でいつでも対応しようということは、これは志賀町でもやっているわけですけれども、今後先ほど町長さんがおっしゃったように近隣市町村の実態等眺めながら、どういうふう to 持っていけばいいか、どういうふう to して、おっしゃったように「行政は最大の住民サービス」と言いますから、そういった中で行革の中で位置付けながら検討をしていきたいと考えております。

宜しく申し上げます。

小田 芳治議長 次に14番 萬上 俊之 君

萬上 俊之議員 はい。

おはようございます。

まずは、町長におかれましては、先程もありましたが、公務に復帰されましたが、どうぞこの後もご自愛の上町民の期待に答えられますように、私の方からも是非、お願いをしたいと思います。

今回は通告に従い、大きくは二点、合併時の不均一是正についてとスポーツ振興について、町長および教育長にお尋ねを致します。

その前に、最近、当町の談合問題等が大きく報じられまして誠に残念であり、また遺憾なことだと思っています。問題の報道があつて以降に、町側の対応や談合はなかったとする調査結果など、一連の説明を聞いておりますが、いまだにスッキリせず、提案された契約締結の議案に対しても、個人的には非常に同意しがたい状況であります。談合そのものも問題ですし、高過ぎる落札率につきましても、町イコール町民が高い買い物させられているように感じますし、ここの改善が大きな行革効果をもたらすよ

うにも感じておりまので宜しくお願いしたいと思います。

町長は議会初日の提案理由とあわせ、今回の問題に際して入札制度の改革を発言されております。私ども議会側も倫理条例の再設定を行い、襟を正すこととしておりますので、町長並びに行政側におきましては是非とも速やかに即効性のあるものを期待しているところであります。

さて本題に話を移ささせていただきます。先般終了しました富来八地区の町政懇談会の質問資料を見せていただきましたが、この中でも不均一の是正が数多く取り上げられ、そのたびに議会の時と同様に「5年・10年は、あくまで以内ということであって、極力早期に統一する」という答弁を繰り返しているようであります。

県内の合併市町の中でも、この不均一な項目が多いようですし、一挙に費用がかかり予算措置が難しいという理由も、他の市町との財政状況の比較からしても理解が得られにくい状況であります。

合併後の最も大切なのは「町民の融和である」と言いながら、その最大の阻害要因ともなりうるものを取り除く努力を躊躇してはいけなと思うのであります。

合併協定時の重大な決定事項であるとはいえ、議会や町民との更なる協議の中から「気の付いた時点で改めるとか軌道修正をする」という素早いアクションをとるのが、執行部も含め我々の使命であると思います。合併当初はあまり興味も示さなかった町民が、今回の町政懇談会も含め、会合など、機会を重ねるごとに、また月日を追うごとに、「水道料や固定資産税でさえ一緒でないのか」とか或いは「道路工事の負担金が違うことや外灯の電気料負担の違い」などにも気づき、今更ながらこの不自然さに驚くといったケースが少なくないようであります。

行政改革大綱の中では、その期間を町長の任期と同じ平成18年度から21年度としておりますが、この計画にも不均一是正にかかる費用を是非考慮に入れ、経費節減の目標を具体的に示して、反映すべきではないかと思っております。「目的或いは目標を持たない組織は組織ではない」と言われます。

目的は「高い行政サービスを提供すること」、そのために行政改革も必

要な訳ですから、行革推進室に対しては、より明確なコストや満足度といった目標値を示して取り組ますべきだと思います。大綱素案の中では、行革目標を数値化して公表するとしておりますのでそれに期待しているところでもあります。

過去の合併、例えば昭和29年の昭和の大合併やその後の昭和45年の志賀・高浜の合併ではこんな不均一はほとんどなかったはずですし、全く平等な対等な合併でも考え方の違いや地域エゴなどを長く引きずり、なかなか一体感の醸成に苦心するという経験をどこの町でもしており、それを危惧することをご理解頂きたいと思うのであります。

そこで改めてお尋ね致します。

今年度4月までにすでに統一されたものを除き、合併協定で不均一な項目についてあと何項目残っておるかをお答え願いたいと思います。またそれら残された不均一を解消・統一するとしたら、それにかかるコストはいくらぐらいか合併協議のときから試算をされていることと思いますので、そんな内容でお答えを願いたいと思います。

中でも生活に直結しているもので主なもの、たとえば水道料でいくらかかるとか、或いは固定資産税を一緒にしたらいくらかかるとかということ。また各地区が負担を伴うような道路改良工事など、統一した場合に要するに負担をなくした場合に最近の年度の実績からして大体いくらぐらいかかるものなのかお示しを願いたいと思います。

また、2点目として、町長の不均一是正に関する考え方をお聞かせ願いたいと思います。いわゆるそのトリガー要するにきっかけとなるものは何かということでもあります。行政側の仕事現場からの要求によって考えるのか、或いは議会や町民の不満の声を聞いて統一へ向けて動くのか、そういう引き金となる要素は何なのかお答え願いたいと思います。

3つ目に町民の融和を第一に掲げる町長として、5年或いは10年ではなく、遅くとも今任期中に不均一を解消すべきと思いますが如何でしょうか。

以上、不均一是正については、今ほどの三点についてお答えを願いたいと思います。

次にスポーツの振興に関して教育長に二・三お伺い致します。

世界最大のスポーツイベントであり、世界中を熱狂させておりますサッカーワールドカップが、先月に開幕し大変な盛り上がりの中、約1カ月にわたる熱戦を繰り広げております。日本代表には残念ながら予選リーグを突破できず敗退しましたが、世界に大きな感動を与えながら、現在けさのベスト4の対戦へと最終段階を迎えております。

また、先の冬のオリンピックで荒川静香選手が金メダルに輝いたとき、WBCワールドベースボールクラシックで、日本が優勝し王監督が胴上げされたとき、日本中が一体感を持って応援してきた結果が喜びを増大させ、また、共有し感動に涙した人も多いと思っております。スポーツには競技する本人には勿論、それに携わる人やそれを見る人にも大きな感動を与える力があり、ひいては世界平和にもつながる力ともなる可能性を秘めているといわれます。

オリンピックやワールドカップに参加する素晴らしい選手の中に、もしも志賀町出身者がいたらどうでしょう。競技種目に関係なく恐らく町をあげて応援するでしょう。

そこで志賀町でも、町の活性化策及び一体感醸成の一環として、旧両町ともかなりスポーツに熱心だったとは思いますが、更なる振興を後押しする意味で、特にリーダーシップをとっていただきたい教育長に、ご提案したいというものであります。

その一つはスポーツ報奨金制度の設立を求めるものであります。

将来を担う子供たちに町として直接的にエールを贈るもので、小中高校生等を対象に、県大会に優勝した個人やチームの健闘をたたえて激励の意味で贈る形はどうかと思います。また、大人対しても県民大会ぐらいを対象に、成績により健闘をたたえて報奨金を贈ってはどうかでしょうか。旧富来町に体育協会から贈った例があり、同様な形でどうかというふうに思っています。

特に子供たちの活躍には素晴らしいものが多く、先月17日には学童野球が県大会で優勝を果たし初の全国大会への出場権を獲得しました。今月の広報にも大きく写真が掲載されておりますが、長くボランティア精神

のもと指導を続けてこられた関係者に、心から敬意を表するものであります。他にレスリングや陸上競技、卓球、など県内でもトップクラスでレベルの高い競技がいくつかあるようですが、それらの競技の共通点は継続的で熱心な指導力にあるようです。

そしてまたもう一つは、新町にふさわしい「の町」という種目をリセットする考えはないかということであります。旧富来町にホッケーの町というものがありませんでしたが、あのようなスローガンを設定したらどうかということあります。或いはもう一点は何種目かを重点競技に選んで強化していくという考えはないかを教育長にお尋ねをしたいと思います。

過去の石川国体の開催地の関係で、旧志賀町はレスリング、旧富来町はホッケーが割り当てられ今日に至っております。比較的スポーツの盛んな両町ではありましたが、合併後の新志賀町においては県内市町の中で規模が小さく、種目ごとの競技人口をみても、決して多くないと認識しております。それを補う意味で重点種目を選定し、特に児童・生徒に対する指導体制を整備していくことは、今後必要な施策と思うのであります。

例えば、ある小学校は野球と卓球が県内のトップクラスであるとか、また別の学校ではレスリングとバスケットボールがトップクラスであるとか、或いは中学校は水泳や陸上競技、バレーボールが、というふうに小学校から中学校や高校、ひいては大人へと町全体へ連動していけば素晴らしいと思います。これら報奨金制度や競技力向上に対して、スポーツ振興基金或いは人材育成基金などを、一定のルールで活用していくのがふさわしいと考える訳であります。

以上、教育長の前向きなご答弁をお願いして質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい。

14番萬上議員さんのご質問にお答えをいたします。まず冒頭でご発言ありましたように今回の談合問題につきましては、町民の皆さんに大変不信感を与えた。このように思っておりまして遺憾に思っておる次第であります。

今後は公正でそして競争性のある入札をできるよう入札制度の改善・

改革、こういったことを行わなければならない。強く考えておりますので宜しくお願いしたいと思います。

さて、萬上議員さんのご質問であります。合併協定の不均一項目は正について三点ばかり頂きました。なおまたスポーツ振興については、教育長よりお答えを致します。

まず、第一点目は合併協定書の不均一に係る項目が何項目かといったご質問であります。協定書全体では47項目が、平成16年9月13日に協定されております。その項目の中で今年度当初に不均一の解消がされておりますのは、介護保険事業の介護保険料、児童福祉関係の保育料、農林水産関係の町単独事業の受益者負担率原材料支給含めてですが、更にまた、学校教育関係の給食費等が主なものでございます。

また、今後協定に基づき調整が予定されておりますのは、地方税では固定資産税の税率、国民健康保険事業では保険税の賦課方式、上水道関係では上水道料金、メーター器使用料、新設加入金、下水道関係では使用料、分担金の4項目が主なものであります。

更に、不均一の事業及びサービスの協定がされておりますのは、自治会、行政連絡機構関係では集会所施設整備補助金、農林水産関係では受益者負担率、建設土木関係では受益者負担率、そして区道等整備事業、街灯設置管理事業等の3項目が主なものであります。

次に、不均一を解消する場合に歳入減と見込まれる金額であります。合併協議会でもお示し致しましたとおり、固定資産税では標準税率を適用した場合には年間約25,000千円、国民健康保険税では5年以内に統一とされておりますので、仮に医療分を負担の低い志賀地域に調整した場合には年間約80,000千円、介護分を負担の低い富来地域に調整した場合には年間約4,000千円、上水道料金では平成22年度新料金体系では、所謂5年間での統一の関係でありますけれども年間約11,000千円、平成27年度志賀地域料金体系10年統一でありますけれども年間約27,000千円の減収が見込まれる。こういう見込みを致しております。

更に、先程ご説明いたしました不均一の事業及びサービスの協定を解

消する場合の経費の見込みではありますが、総体の金額は把握できておりませんが、新町まちづくり計画に係る財政計画策定の際にも申し上げましたとおり、合併初年度及び翌年度は三位一体改革による影響を受けまして歳入見込が非常に厳しい状況にあったこと、さらにまた健全財政の前提に立った予算編制の必要性、こういったことからいくつかの項目で不均一の調整が図られたものでありまして、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

続いて、不均一是正のきっかけとなるものは何かといったご質問でございますが、合併協定書については、合併協議会の委員の皆さんが約2年半をかけて協議しまして、旧町議会において合併するために議決されたものでありまして、新町の指針として最も尊重すべきものこのようにも考えております。

こうした協定書の見直しについては、行財政改革の進展による、所謂、健全財政の確保、そして議会や住民の皆さん方のご理解がこういったものが不可欠でありまして、不均一の早期是正に向けた、まず環境が整うことが肝要であると考えております。

また、町民の融和を第一に掲げる町長として、遅くとも今任期中にすべての不均一を解消すべきではといったご質問でございますが、合併協定には、統一することによって大きな財政負担となるものや、かえって住民負担の不均衡が生じる場合など、5年、10年以内、或いは目途に調整するとした項目がある訳であります。

ご指摘のとおり、私は、新町のまず住民の融和を最重要事項として、子育て支援、高齢者福祉、これらに関しては合併時に即統一を図ってきたところでありますし、今後も地域の均衡ある発展に努めてまいりたいこのよう思っております。

しかしながら、将来に向けた健全な財政運営の基礎を築くこと、これも初代町長に課せられた責務であると考えております。すべてを短期間に統一することで、町財政の硬直化をまねく恐れがあるため、今後の財政状況の推移を注視するとともに、議会や住民の皆さん方の理解が得られれば、できるだけ早い機会に統一を図ってまいりたいこのように考

えておりますので、宜しくお願いを申し上げたいと思います。私の方は以上であります。

小田 芳治議長 青山教育長。

青山源隆教育長 はい、議長。

14番萬上議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。萬上議員さん言われましたようにスポーツは大変大きな喜びと感動を私どもに与えられる非常に重要なものでございます、町内の児童・生徒もこれまで各種目で頑張っておられるということで大変喜んでおるところでございます。そこでまず、スポーツ振興を図るためにスポーツ報奨金制度の設立を考えてみればどうかというご質問でございます。

小・中・高校生を対象にしましたスポーツ報奨金制度の設立につきましては、現在のところ当町では制度としてはありませんが、志賀町の小学生及び中学生がスポーツ・文化における全国大会等に出場する場合、私ども教育委員会は選手及び引率者に補助金として交通費、宿泊費、参加料、保険料、食事代等を支給して援助しているところでございます。

高校生につきましては生徒の在籍する当該校や県で選手派遣費等の補助がなされていると伺っております。現在、町の体育協会や陸上競技協会等では競技会や大会で活躍した選手に対し顕彰制度を設けその活躍を賞賛下されておりますことは大変素晴らしいことであると考えております。

また、文化協会方でも顕彰制度を設け活躍された方々を称えられており、私ども教育委員会でも文化面で活躍した小・中学生を顕彰し活躍を称えております。

私ども教育委員会と致しましては児童生徒に対しては、萬上議員さんご提案下さいました報奨金による称えよりも顕彰による称え方のほうが教育面でより望ましいと考えておりますので、何卒ご理解下さいませよう宜しくお願いを致します。

なお、スポーツ面で大人を対象にした報償金制度につきましては、体育協会の方で検討しており、本年度は成績に係るポイント制を導入して活動費の強化育成等を図っており、選手個人の報奨金については今後の検討課題と伺っております。

次に、新町にふさわしい「 の町」という種目をリセットする考えはないかというご質問であります。ご存知のとおり石川国体開催を機に旧志賀町ではレスリング競技、旧富来町ではホッケー競技がそれぞれ町の重点的な競技として位置づけられ現在にいたっております。新町後1年目でもあり、これまでの経緯を踏まえしばらくはこの2種目を重点的な競技として位置づけていきたいと考えております。

また、競技人口からみて重点競技を選び強化を図ればどうかというご提案でございますが、合併により現在、体育協会加盟団体は、22協会で2千余名の会員の方が所属し底辺の拡大と競技力向上に励んでおります。少子高齢化時代も迎え、健康で活力ある人づくり町づくりが求められ、ニュースポーツを始めとした生涯スポーツも重要視され普及してきておりますので、町としては新たに重点種目というものを指定して強化するというのではなく、あらゆるスポーツの振興を体育協会始め関係団体と連携しながら図っていききたいとこのように考えております。

なお、児童・生徒の体力向上、競技力向上また、スポーツを愛する心の育成、これにつきましてはより一層、育成を図るため今後、関係団体と連携しながら指導体制強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願いを申し上げます。

小田 芳治議長 次に8番 寺岡 真貴子 君

寺岡真貴子議員 はい。

おはようございます。

沢山の傍聴を賜り、誠にありがとうございます。

さて、町長におかれましては、無事職務復帰果たされましたことを心よりお祝い申し上げます。

一日も早く100%の体調を取り戻され町政の発展に倍旧のご尽力を賜りたいと念願するもであります。

さて、先の通告に従い、以下2点についてご質問いたします。

まずは、健康診断についてであります。

高齢化に歯止めがかからず、また、一方で介護も含めた医療費の増加が財政を圧迫しつつある中、より一層の予防医学の充実が望まれております。

健康が何よりの財産であること、僭越ですが町長も十分にお感じになっているのではないのでしょうか。

現在、本町では29%の高齢化率を示し、推計では平成26年度には38%を超えるとなっております。健康寿命を延ばすこと、お年寄りの方が元気で活動的に暮らすことができる健康づくりを推進することが、地域の活力と直結する、高齢者が地域における重要な人的資本として位置づけられる時代がすぐそこまでやっていると認識しております。

本年度4月からは介護保険での新予防給付がスタートいたしました。常日頃の生活習慣の改善・健康づくりへの取り組みといった一次予防の充実と、早期発見早期治療に結びべく、定期的な健康チェック・健康診断といった二次予防の充実は、両輪で進められなければなりません。

今回は、特に健康診査事業について、お伺い致します。

6月に入り、定期集団検診・がん検診・婦人科検診が随時実施されております。志賀地域においては、日数・受診個所共、前年並みの状況と聞いておりますが、富来地域においては、大きな変化が重なりました。

集団検診受診個所が5箇所少なくなり、また日数においても少なくなりました。その結果、受診当日は、どの会場においても大変な混雑であったと聞いております。

特に、受診個所を減ずることに関しては、富来地域での町政懇談会の席上においても、受診個所を減らさぬよう強く要望・意見があったと聞いております。

富来地域で集団検診受診個所が5箇所少なくなった、まずはこの点についてご説明願います。

次に、婦人科検診では、受付開始時間1時ちょうどに来られた方も、全ての検診を終えたのは、4時過ぎであったと聞いております。これでは時間のある人しか検診に来られないとの声もたくさん伺いました。次年度以降、割り当ての時間・日数の見直しをぜひとも徹底していただきたい、このことを強く要望いたします。

また、前年まで富来地域は事前に受付をする体制をとっていました。もちろん事務量は多いかもしれませんが、あまり待つことなくスムーズに

検診を受けられたのではないかとと思いますが、受付制を導入してはいかがでしょうかお答えください。

富来地域で今回の検診が混雑した理由の一つとして、これまで有料であったがん検診が無料になった点が挙げられるかと思えます。混雑したということは、一面では受診する方がそれだけ多かったということであり、このことは大変素晴らしいことだと思えます。どの程度効果があったとお考えか、また全体の受診状況について、どのようであったか概略をお聞かせ頂きたいと思えます。

富来地域では、昨年まで骨粗しょう症対策として、骨密度の計測を行っておりました。もうじき、本町で新たに購入した骨密度測定器が納入されると聞いております。来年度から、改めて集団検診時に骨密度測定とそれに合わせた健康指導を行ってはいかがでしょうでしょうかお答え下さい。

また、近年では、80歳になっても20本以上自分の歯を保ち、健康的な生活を送ろうと言った8020運動の推進、歯周病の健康による影響の大きさについての研究も進んでおります。健康な生活を送る上で、歯をケアすることの重要性が再認識されている中で、歯科指導・歯科検診に力を入れている自治体もあるようであります。以前は志賀地域でも、集団検診時に歯科指導を行っていたと伺っております。次年度以降、集団検診時の歯科指導や、歯科検診の施設検診を導入することはできないでしょうかお答え下さい。

また、本町では、町立病院・町立診療所を有し、医療に恵まれた町であると言ったことが出来ます。この点をより一層充実させることも魅力ある町づくりの一環と言えるのではないのでしょうか。

富来病院においてマンモグラフィ検査機器を導入し、施設検診にも対応できるように整備してはいかがでしょうか。また、あわせて、人間ドック・脳ドックを充実させてはいかがでしょうか。

町長のお考えをお聞かせください。

医療費の増大は大きな課題ではありますが、健康審査事業を充実させることにより全般の給付費の抑制に繋がるのではないかと考えております。

また、何より町民の健康は金額に替えることは出来ません。この意味

で健康審査事業の充実を是非とも念願するものであります。

次に、入札改革についてお伺い致します。

周知の通り、先般、官製談合疑惑が取り沙汰されております。大変由々しきことであります。この一連の疑惑報道を通じ、町民の皆様方に疑義を抱かせ、町政に対し多大なる不信を招いたと言う点について、大変遺憾なことであると思っております。

今回の件に際し、先般、全員協議会も開かれたわけではありますが、それぞれの時点で町がとった対応が適切であったか、改めて十分検証する必要があると考えますし、また特に、今後こうした疑惑すら招くことのないような透明性を確保すべく、必要な改革がとられなければならないと考えるものであります。

今定例会に、関連議案が提案されておりますので、詳細は委員会審議また、議案審議に譲ることといたしますが、今回の件を受け、特に入札改革に絞り、いくつかの点について質問し提案させていただきたいと思えます。

まず一点目は、透明性の確保についてお伺い致します。工事等請負業者選考委員会この委員会と入札公正調査委員会は、その独立性を保つことにより、より厳格に透明性を確保する必要があると考えます。その意味合いにおいて、その構成員、特に委員長は兼任を控えるべきであると考えます。

町長のお考えをお伺い致します。

次に、制度の厳格化について伺致します。罰則規定を厳格に設けることにより、談合抑制をはかる動きは全国的に広がりつつあります。不正が発覚したときに、契約額の10%から20%の課徴金を設定する損害賠償の予約条項を設けるべきではないでしょうか。

町長のお考えをお伺い致します。

さて、今回の件に関して、先程萬上議員の質問に対する町長の答弁にもありましたが、町長は今後入札改革を図らねばならないと、強固な意志をもって今お伺い致しました。この発言を受け、今申し上げた2点も含め早急に入札改革に取り組んで頂きたい。そのように考えますがいつ頃までに

そのことを行うのか、また、どのような内容をお考えか、できる限り具体的に、お答え願いたいと思います。以上私の質問を終わります。

答弁によりましては再質問をお願い致します。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

8番寺岡議員さんのご質問にお答えを致します。

先程から議員方には非常に暖かい励ましを頂き恐縮致しております。体調もどんどん元に戻りつつありますので、今後ともひとつひとつ努力しながら職責まっとうのため最善の努力を尽くしたい、このように思っておりますので宜しくお願い致します。

さて、寺岡議員さんには健康診断について、非常に沢山の数多くのご質問を頂戴致しました。尚また、入札改革についても質問を頂戴致しました。

まず、この健康診断についてであります。富来地域での集団健診受診会場が5箇所少なくなった。説明せよといったご質問でございます。住民検診につきましては、老人保健法の規定により実施しておりますが、介護保険制度の見直しに併せて老人保健事業も見直しされて、検診においても65歳以上の高齢者については、介護予防事業の対象者を選択するために必要な項目の追加と、そしてまた、医療機関を通しての検診、こういったことが新たに設けられたわけであります。

これらを踏まえまして、本年度から65歳以上の検診については年間を通して、町内の医療機関に委託することとなったものであります。

以上の状況によって、従来の集団検診を高齢者の方が受けなくなったこと、また昨年の実績を基に新町での検診日程を検討した結果、富来地域において受診会場が12箇所から7箇所と、このようになったものでありますので、ひとつご理解を頂きたいとこのように思います。

そして、この後のたくさんご質問頂いた訳ではありますが、非常に詳細な、細かい点に渡っておるか、このように思いますので、まず、健康福祉課長、富来病院事務長等、説明をさせ町の基本的な考え方について、更にご質問あれば私の方でお答えをしたい、このように思いますので宜しく

お願いしたいと思います。

それからまず、入札改革についてであります今般のこの談合問題については、先程、萬上さんのご質問もございました、情報どおりの落札業者、落札率の高さこういったような2点で、町が発注する工事の入札について、町民の皆さんに大変不審感を与えたものと思っております。

町が行った調査では、談合の事実があったとの確認を得ることはできなかった訳でありますけど、今後、公正で競争性のある入札を実施できるように入札制度の改善・改革を行わなければならない。

このように強く思っております。

改善、改革の方法であります「直ぐに実施するもの」と「他の市町の入札方法を参考にして検討するもの」こういった2段階構えで行っていきたいと考えております。

直ぐに実施するものと致しましては、「純工事費の事前公表の廃止」、純工事費を今まで入札毎に公表しておったわけでありますけれども、まずこれを廃止する。

それから入札参加業者数を今までよりも拡大して、大勢の業者に入札に参加していただくということを行いたいとこのように思っております。

また、検討項目としては、制限付一般競争入札、こういったことを導入する場合の工事金額、意向確認型指名競争入札の検討、談合による独占禁止法違反に伴う指名停止期間の延長などを考えております。

また、工事等請負業者選考委員会と公正入札調査委員会の委員長を違えるべきとご質問を頂きました、公正入札調査委員会は業者間の談合を想定して設けたものであり、今回のように官製談合と併記された場合には、幸い2人助役がおりますので、ひとつ今後それぞれに責任分野を別にしてもいいかと思っておりますので、十分検討してまいりたいとこのように思っております。

また、談合にかかる損害賠償の予約条項を設けることの件であります、損害賠償請求権は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第25条及び第26条に規定されておりますので、志賀町建設工事標準契約約款に賠償の予約条項を6月30日付けの改定で追加致しました。

いずれにしても、入札業務に関して町民から不審感を持たれないよう、組織の全力を挙げて取り組むこととしておりますので、今後とも助言とご指導の程宜しくをお願いをしたいとこのように思います。

どうぞ宜しくお願いします。

小田 芳治議長 笹川健康福祉課長。

笹川健康福祉課長 はい。

8 番寺岡議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず 2 点目でございますが、検診会場の混雑の件についてでございますが、検診会場が非常に混雑し住民の皆様にご迷惑をおかけしたことににつきまして誠に申し訳なく思っております。

混雑の原因につきましては、基本検診と同時に実施しております各種ガン検診におきまして、富来地区では昨年度まで有料であった一部負担金が無料化されたことで、ガン検診の受信者が伸びておりまして、それらに併せて基本健康診査も増加したことによるものと推測致しております。また、婦人ガン検診につきましても、昨年度の実績から比べると相当数増加しておりまして、これも無料化によるものと思われまます。

来年度は、これらの状況を十分把握し検診計画及び日程を策定しまして、できるだけ混雑のないようにして行きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

また、受付方法でございますが、富来地区において初めての試みと致しましてコンピュータを会場に導入しまして、受付票だけで受診できる体制をとりました。こういったことによりまして受信者の方に若干の戸惑いがあったことと思っておりますが、住民の方がどこの会場でも受診できるということでございますので、今後とも、この受付方法については、続けてまいりたいと思っております。とにかく今後ともスムーズな検診業務に努力して参りたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

続きまして、3 点目でございますけれどもガン検診の無料化と受診状況の件でございますけれども昨年度までの富来地区における各種がん検診では、全てのがん検診を受診した場合 2 , 5 0 0 円の個人負担が生じましたが、今年度からは全てのがん検診について無料となったこともあり

まして、現在までの受診状況は相当数伸びております。

実際の受診者数につきましては、まだ、全ての検診が終了しておらないといったことで具体的な数字を申し上げられませんが、富来地区におきましては昨年をかなり上まっているというふうに予想しております。

続きまして、4点目の骨密度の測定の件でございますが、富来地域で実施していた骨密度測定は、婦人がん検診時と50歳時の女性特定年齢検診のみ実施していたものでありまして、また、志賀地域においては、健康フェア、各種健康教室を通じて実施しておりました。

今年度はこの事業を更に充実するというのもございまして骨密度測定器を購入致しまして、各地区の健康活動に併せて骨密度測定を実施し、また、保健福祉センターに常備することによりまして、要望があればいつでも測定できる体制、こういった体制を整えております。

最後に5点目でございますけれども歯科指導の件でございますが、検診時の歯科指導については、とても重要であり且つ必要なものと考えておりまして、特定年齢時には実施しております。

今後は全ての検診時に実施してまいりたいと思っております、歯科医師会等を通じまして協力を求めると共に、保健師による歯科指導にも取り組んで参りたいと思っております。

以上でございますので、宜しくお願い致します。

小田 芳治議長 古川病院事務長。

古川病院事務長 はい、議長。

8番寺岡議員のご質問にお答えを致します。

最初に富来病院において、マンモグラフィ検査機器を導入し、施設健診にも対応できるように整備してはどうかというご質問であります。現在、富来病院では、65歳以上の住民健診や、各職場で行う政府管掌の健康診断などを実施しております。しかしながら、その内容は基本的な検診となっております、診療科や設備の不足などにより、全ての要望に対応できていないのが現状であります。

特に、ご指摘のとおり、最近ではマンモグラフィによる検査が普及してきておりますが、富来病院では担当科である外科医が医師不足により、議

員さんもご存知のとおり平成16年10月以降非常勤となっております。現在は週2回、午前中だけの診療となっております十分な診療を提供できない状況であります。

また、検査機器も1台3千万円以上と高額であるため、保有していないのが現状であります。しかし、当院で検査を希望する患者様もあり、その方々につきましては、検査機器を保有する近隣の病院と提携し、マンモグラフィによる検査業務を委託した後、診断・フォローを行う等の対応を取ることは可能となっております。

全ての要望への対応は規模的にも困難なものがありますが、これからも地域医療の連携を深め、富来病院としての施設検診の充実化に邁進したいと考えております。

2点目の人間ドッグ・脳ドッグを充実させてはどうか。また、実施状況はどうかとのご質問であります。近年、高齢化社会を迎え、健康に対する関心が高まっており、それに合わせて人間ドッグの利用も多くなってきていると聞いております。

富来病院でも、以前より1泊2日や半日による人間ドッグの検査を行っており、胸部CTや胃内視鏡などの基本的な検査や、要望があれば脳MRIによる脳ドッグ検査も行っております。しかしながら、当院での利用者数は少なく、平成16年度で7人、平成17年度では3人、平成18年度では、現在まで2人の利用にとどまっております。

設備などの関係で、専門的な検査ができないことや、検査日が限定されることなどが低利用の原因となっていることと思っておりますが、人間ドッグは生活習慣病などの病気の早期発見・早期治療に非常に効果を発揮するものなので、今後は利用率を上げるように、設備の充実や広報を行っていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

小田 芳治議長 8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡真貴子議員 はい。

今のご答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。また、ご提案もさせていただきますというふうに思います。

まずは、健康診断事業についてであります、先程ご答弁もありましたとおり、本年度は制度の改正、実施状況の変更が度重なった年であります。

是非今年の実施成果を十分に振り返り、来年に十分反映されることを再度要望致します。また、特に65歳以上の方については、介護予防検診が追加され全て施設検診に移行したと、そういったご説明であったかと思えます。こうした65歳以上の方には病院まで行こうと思ってもなかなか行かれないと、そういう方もあろうかと思えます。

そうした方が、集団検診受診個所が近くにあるぞと、そういったときに集団検診でも受け付ける100%のもではないけれども検診を受けられる柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。この健康診査事業の目的は、町民の皆さんの健康を定期的にチェックし予防に繋げることが目的であり個人個人の状況に合わせて、可能な限り受診して頂くことにこそ意味があると思えます。是非とも健康づくりに繋げていただくこのことについて柔軟な対応を再度お願いしたいと思います。

また、特に集団検診個所が減じたという点についてですが、こうした地域におきましては、確実にサービスが低下したのだと認識に立って十分な説明と移行期間、激減緩和の措置に対して十分配慮頂きたいと願うものであります。こうした周辺地域の皆さんが合併時に一番懸念されていたことの一つは、こうした周辺地域のサービスへの低下でありました。

是非とも十分な対応を願います。そうした中で一つ申し添えておきたいことは、コミュニティバスの導入であります。今年度は富来地域において、コミュニティバスの導入の計画策定の予定であると同っておりますが、未だにその内容は明らかになっておりません。65歳以上の方が病院の施設検診に行くにもバスを利用したり公共交通機関を利用したりということになりますが、例えば受診個所がなくなった大福寺地域においては、大福寺から富来駅までのバスは能登西部バスを利用して、往復で700円費用がかかる訳であります。

富来地域のコミュニティバス導入について、早期の取り組みを願いたいと思えます。通告外ではありますが富来地域のコミュニティバス導入について、お答えいただけることがあればご答弁願いたいと思えます。

また、入札改革についてであります。

今ほど具体的に取られる内容として、純工事費の開示の廃止ということがございました、これはかたやで全国的な流れとしまして、予定価格の公表ということが取り組みとして、今成されつつあるということを知り及んでおります。また、この純工事価格の公表の廃止ということは、このことと逆行することです。こうした取り組みについて、どの機関で審議すべきか、このことも大変重要なことではないかなと思います。現在、行政改革推進室が設けられております。また、町長の諮問機関として行政改革推進委員が町民の皆さんの参加を得ながら設置されておるわけであり、是非ともこうした機関での検討・答申を求めることといったことも一つの手法ではないかなと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。いずれにせよ審議によらず、こうして大変大きなニュースとして報道されたことについて、これは厳然たる事実なのであります。このことに対して真摯に受け止め、是非ともスピード感をもって対応いただきたいと思っております。

町民の皆さんが抱かれた町政に対する不信感を払拭すべく、より一層透明性を確保すべく、町民の皆さんの意見を反映させた中で取り組みを早急に進めていただきたいということを再度、お願いいたしまして私の質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

只今の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、この健康診断の会場が減ったという件については、先程ご説明したとおりであります。私も基本的には、やはり行政には費用対効果ということが盛んに言われておりますけれども、先程来一番にご質問いただいた南さんのご質問でありましたように、やはり我々市町村行政は最大のサービス産業であるといったような基本的考え方に立てば、まず採算性ばかりを重要視しないで、やはりサービス面を優先すべきかなと考えたり致しております。そういった面で集団検診についても、これらについては、ご老人の方がいわゆる会場へ行くのが大変だということが根本にあるわけ

であります、いち早くコミュニティバスの導入も考えていかなければならないと思っているわけですが、コミュニティバスについては、以前にも議会の皆さんにもご説明申し上げましたように、やはり地域の実態とかいろいろ運送業者との話し合いとか、いろんなことがありますし、早急にバスが出ますという訳にもいきませんので、来年度できるだけ早く対応をしたいと思っておりますので、ひとつご理解を頂きたいと思えます。

それから入札価格については、予定価格の公表の導入もどうかという提案も頂きました、私自身も予定価格の公表も選択肢の中に入れとるつもりでありますし、そういったことが透明性を高めるかなと思っておりますし純工事価格の公表につきましては、純工事価格はこれだけですよということ公表することによって、業者の方が積算しやすいような面もあって、そういったあと諸経費をたして予定価格といったような面から落札率が高いという原因になったのかというようなこともあって、即廃止したわけですが、純工事価格の公表廃止することと、予定価格の導入については、決して先程寺岡さんおっしゃったように別に逆行するものではないと思っておりますので、いずれにしてもご提案の件、十分踏まえていち早く入札については、透明性を高める努力をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思えます。

小田 芳治議長 続いて、11番 松島 信夫 君

松島 信夫議員 はい。

平成18年第2回定例会に私は、細川町長と藤澤生活安全課長に4点の質問を致したいと思えます。

まず、1つ目は新町まちづくり計画であります。

合併特例債を活用した計画として、議会に提出された一覧表によりますと、旧志賀町地区に約50億円、旧富来町地区に約25億円の事業を予定している内容のものです。これらの事業の中では、実施済みのもの実施中又は工事中のもの、そして、これからやるものがあると思えます。これらの計画は全て合併特例債事業で実施予定でありましたが、当初、人件費以外の事業は全て特例債事業に対応できる説明があり、私もそのように認識しておりましたが、国の財源不足などで特例債事業の条件が厳しくなり対応で

きないものもあるようで、全体事業に対する見込みはどのようになるのでしょうか。

町民は以前、出された計画書を新たに変更、見直しをせずに実施してほしいと期待していますので、細川町長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、原発2号機に係る自治振興基金の配分計画であります。志賀原発1号機の完成に伴い、平成6年頃から3年間にかけて約9億円を積み立て、各集落の各種公共事業等に役立ててもらうため、果実運用からはじまり、現在は元金を全額取り崩して活用してもらうことによって、各集落からはとても喜ばれてきました。

2号機につきましても旧両町から代表を出して取り決めした、志賀町・富来町合併協議会の協定項目の中で、旧志賀町地区に係る配分を41億円としたはずであります。この配分計画のうち、旧志賀町地区自治振興基金としてどれだけを積み立てする計画なのでしょうか。

各集落はこれらの配分を大いに期待しています。

また、配分を見込み、事業計画を立てている集落もあると聞いています。いつ、どのように、そして、どのような計算方法で配分するのでしょうか細川町長に教えてもらいたいと思います。

続きまして、公共地図の確認についてであります。

先日、「避難の指示が出た時に集合する集合場所」の地図が各家庭に配布されました。

この地図の作成は石川県消防防災課であり、問い合わせ先は志賀町生活安全課となっていました。この地図に近年開通した道路で、例えば米浜地内から羽咋市へ通じる広域農道や、昨年12月に開通した能登有料道路の徳田大津ICから能登中核工業団地へ通じる県道が記載されてなく、また、一部には工事中の道路を点線で表示してあるなど、統一性のない地図でした。

この地図は原子力防災上とても大事な地図であるはずのもので、しかも避難に関する地図なのに、なぜ完成している道路を入れてないのでしょうか。また、作成を県だけに依存するのではなく、町でもチェックできる体制となっていないのでしょうか藤澤生活安全課長にお聞きします。

町など公共が出す全ての広報物には間違いはないようにしなければならないのはもちろんであります。間違いをより少なくするのが行政マンの努めだと思います。町民は行政が出すものは全て正しいと思っていると思いますし、信頼を損ねることはよくありません。

たかが地図と思われるかもしれませんが、これらの信頼性は全ての行政サービスにもつながるといいますので気をつけてもらい、また、県に対し強く改善と再発行を申し入れるべきだと思います。

次に基金の取り崩しに係る考え方についてお聞きします。

平成18年度予算の中で、今般の統合中学校の建設工事やデイサービスセンターの建設工事に漁業振興基金など一部基金を取り崩して流用し、後日、戻すということであり、資金繰りの手法の一つであります。町内の金融機関から低利で借入するのとどれだけの差があるのでしょうか。

金融機関は、預貯金額はもちろん、お金を貸すことが商売であり、それらの額が上がらないと職員数も少なくなり、また、地元金融機関の活性化もなくなります。また、行政と金融機関との縁故債にも影響があると思います。もちろん、町の公債費比率も上昇し、統計上は好ましくない数値にもなりかねませんが、町からの出費を考えて大差がないのなら金融機関の活性化のためにも、如いては町の活性化にも繋がるといいますので、基金は基金として残し、必要資金は事業目的ごとに長期借入れ、又は一時借入金等で調達できないのでしょうか。

細川町長にお聞きして今、定例会での私の質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

11番 松島議員さんのご質問にお答えを致します。まず新町まちづくり計画についてであります。合併特例債を活用した計画として、これらの事業全てできる限り行えと、全体事業に対する見通しはどうなっているかと言ったような質問であつと思います。

合併特例債の活用につきましては、平成16年9月の新町まちづくり計画策定時において、限度額76億8千9百万円を旧志賀町の事業に約51億円、旧富来町の事業に約26億円を充当するという方針で事業計画を策

定しております。

しかしながら、国の三位一体の改革による公共事業に対する国庫補助金の廃止や、また重点事業であるところのCATV事業をはじめとする事業本体的見直し、加えまして、合併特例債事業認定の厳格化、以前は合併特例債でできると思っていた事業がこれら合併特例債の対象にならないよといったような国の厳しいチェックもあるわけでありまして、そういった国の厳格化の要因によって、充当事業及び充当額の見直しが避けられない状況になってきておるわけでありまして。

そのため、現在策定作業を進めております総合計画の事業実施計画の策定に合わせて、特例債充当事業の洗い出しを行う予定をいたしております。なお、合併特例債は、有利な交付税措置のある、合併した町の特典でありますので、限度額の全額を借り入れして、町民の行政サービス向上のために活用したいと考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

続きまして、志賀原子力発電所の2号機に係る自治振興基金の配分計画についてのお尋ねであります。

約2年半の合併協議を踏まえて、旧志賀地域の振興事業費に充当するために、仮称でありますけれども志賀地域特別振興基金として41億円を積み立てる予定を致しております。41億円の内、地区自治振興基金にどれぐらい配分し積み立てするのか。

また、何時から積み立てして、そして集落へ交付するのか。1号機と同じ制度を採用し、集落ごとに均等割と世帯割として積算するのかどうか。こういったことなども含めて、何れにしましても19年度以降の対応でもありますので、これから十分ひとつ検討して、対応していきたいとこのように考えております。

いずれにいたしましても、集落の自治振興を図り、コミュニティづくりを推進することに資するように、また、町民の皆さんから喜ばれるものにしていきたいとこのように考えておりますので、宜しくお願い致したいと思います。

それから次の3点目ですが、3点目は藤沢課長の方で答弁いたします

ので、4点目の基金の取り崩しに係る考え方であります。平成18年度の一般会計予算では、歳入が歳出予算に対して3億5千万円不足するということになりましたので、この不足額を漁業特別振興基金から一時的に転用して予算化をいたしました。その他にも、老人デイサービスセンター建設事業、統合中学校建設事業、町道改良舗装事業などについては、それぞれの目的基金を取り崩して充当し、財源に致しております。

ご質問の、基金を温存して金融機関からの借入れで対応してもいいのではないかと、いった点についてであります。歳入予算の不足額を金融機関から借りて、予算に組み入れることはできないことになっておるわけであります。

一時借入金制度というものがありますが、これは歳入歳出予算に計上したものが会計年度内において、収支のギャップのために、一時的に資金が不足する。こういった場合に、その不足を補うために金融機関から借入れを行って支払いに対応するというものであります。

これは資金繰りからの対策になりますけれども、一時借入金については、常に金融機関から調達して対応しております。

また、一時借入金の借入れ、返済については、歳入歳出予算に計上されるものではありませんが、支払利子については歳出予算に計上することになっております。

このように、基金を取り崩して歳入予算に計上することと、支払資金が不足するために一時借入金を起こすということとは制度自体が全く違いますので、その点を御理解いただきたいとこのように思います。以上であります。

小田 芳治議長 藤沢生活安全課長。

藤沢生活安全課長 はい、議長。

松島議員さんよりの各家庭に配付しました防護対策を示したリーフレットについてのご質問にお答えいたします。

このリーフレットについては、万一の原子力災害の際に、避難等の指示が出された場合の集合場所やコンクリート屋内退避所の場所を地図と表を組み合わせて、住民にわかりやすいように、また、保管していただけるよう

に作成したものでございます。

地図については、平成16年度の国土地理院の地図を参考にしたものでありまして、全ての道路等を細かく入れると大変見辛くなることから大部分を省略して表現したものでございます。従って、ご指摘にあります能登有料道路の徳田大津インターから能登中核工業団地に通じる県道については、国土地理院の地図に載っていなかったこと。

また、作成を開始した時期が昨年9月の時点であったこと等から、大変申し訳ないのですが記載できなかったものでございます。

いずれにしても、こうした主要な道路については、防災対策上、避難や物資の運搬等たいへん重要な道路であると考えておりますので、今後、こうしたリーフレットを作成する際には、主要な道路については最新の情報が記載されるよう見直しを行い、わかり易く適切な表現となるよう努めて参りたいと存じますので、ご理解を賜りますよう宜しくお願い致します。

小田 芳治議長 10番 堂下 健一 君

堂下 健一議員 はい。

おはようございます。大変ご苦労様です。

環境と人権の世紀ともいわれる21世紀の今日において、今年の4月、5月に人類が決して忘れてはならない大きな節目をむかえた日が2日もありました。それは、4月26日に20年となったチェルノブイリ原発事故と5月1日に公式確認50年を迎えた水俣病のことです。特に私は水俣には5年間生活し、日々水俣病の被害者とともにあっただけに、問題が未解決であることに対する怒りを感じます。

チェルノブイリ原発事故では、一昨年ウクライナ保健省の発表では事故による被害者数は320万人で、子ども45万人を含む230万人が政府機関の保護観察のもとにおかれているといいます。また、30キロ圏内は立ち入り禁止区域となっています。チェルノブイリのような事故は日本では起こらないといわれましたが、果たしてそうでしょうか。東海村のJCO事故、東京電力の事故隠し、美浜原発での死亡事故等を見るにつけ、胸を張っていえることでしょうか。被害の大きさは違いますが、内包している問題は全く変わりません。

水俣病にしてもチェルノブイリ原発事故にしても、被害者の全貌が解明されていないという点では共通しており、被害者の救済よりも切り捨てをしていると勘ぐられても弁解の余地がありません。

水俣地方から関西に出てきた被害者の人たちが一昨年秋に最高裁で勝訴してから、4,000名を超える人たちが新たに水俣病として名乗り出てきているのは何を意味しているのでしょうか。それは、国も県も水俣病の被害の実態調査を全くしてきていないということを意味しています。

ともに人類が経験した最大の被害の一つとして上げられますが、そこから何も学んでいない、何も教訓として引き出していないことが最大の問題ではないでしょうか。さて、前置きはこのくらいにしまして、質問に入っていきます。

最初に渤海国との交流の問題であります。

旧富来町が継続事業としてやってきた事業のなかでも、富来を描く会と渤海国交流事業が高く評価されてきました。

富来を描く会は今年18回目の開催となり、美大の先生の話では、全国でも類を見ないものとなり評価は極めて高く、例年絵を描くために多数の町外の人たちがスケッチのために町を訪れています。今年からは、合併に伴い旧志賀町も含めて描くということで、さらに発展した美術展となることが期待されます。

さて、渤海国についてですが、若干歴史等を振り返りながら、ここで仕切り直しをし、今後の事業として街づくりの中に位置づけていくべきという意味あいから質問といいますが、提言をしていきたいと思えます。

平成15年3月にそれまでの講演記録がまとめられた本が富来町より出版され、その発刊によせての文章に、渤海国交流事業についての意義等がまとめられておりますので、紹介致します。

「8世初期から10世紀初期にかけての200年余り、日本の奈良時代の初め頃から平安時代の中頃に、今の中国東北地方東部、ロシア沿海州、朝鮮半島北部に渤海という国がありました。この渤海から日本へは、30数回の使節団が来航しており、そのほかにも民間の貿易船が渤海と日本の間を頻繁に往来していたとみられています。1,000年の昔、日本海を

渡って異国の珍しい品物や音楽、並びに政治経済の情報などが伝わっていました。

それらの船は日本海沿岸の各地にたどり着きましたが、能登半島外浦の福浦に入った船もあり、また、渤海へ向かう船の建造や「渤海船」の修理は福浦で行われ、福浦が渤海船の出発港であるともいわれています。更には、日本の中央政府も福浦に渤海使節団を受け入れてもてなす「能登客院」と呼ばれる大きな迎賓館を設けていたとも考えられています。

21世紀の初頭の現在、アジアの対岸諸国との交流がますます重要になりつつあり、渤海交流の友好の歴史を顧みることが、将来の日本及び富来町と対岸諸国とのより良い関係を築く上でも大切であり、町の発展の源ともいえます。また、渤海交流の歴史は町の一地域史に留まらず、日本史全体に関わるレベルのものでもあります。

世界中がめまぐるしく激動する今日の時代にあって、いまほど歴史的な視点の重要性が求められている時はないのではないかと思います。」とあります。

少々引用が長くなりましたが、渤海国の歴史とそれに対する取り組みの意義というものが十分語りつくせていると思います。

10年くらいの町としての取り組みでしたが、渤海国研究の第一線の学者・研究者の皆さんが常に駆けつけてくれました。これは、全国の自治体からうらやましがられたほどでした。多くの実績を重ねてきただけに、このまま尻すぼみといいますが、断ち切れにしてしまうには誠に残念なことです。今後とも取り組んでいく価値が十分あります。どういう形で進めていくかについては、多いに論議をしなければなりません、とにかく、いままでに築き上げた人脈等を大切にしていくことが重要かと思えます。

取り組めば町の大きな目玉の一つになることは間違いありませんし、文化の香りのする町としてのイメージアップにも多いに寄与していくことでしょう。

是非とも取り組んでいくように提言いたします。私も学者・研究者の皆さんとの交流もありますので、最大限の協力を惜しみません。町長の考えをお聞かせ下さい。

2 番目にアスベスト対策についてあります。

昨年6月にクボタの尼崎工場で多数の労働者や周辺住民が、アスベストによる悪性中皮種や肺がんによって死亡していることが報道されました。その後、アスベスト問題は連日のように報道されて、その被害のすさまじさが明るみになってきたことは、すでにご承知の通りです。それ以降、各自治体では公共施設を中心にアスベスト対策が取られ、ほぼ完了しているのが現状でしょうか。

だが、テレビでも放映されておりましたが、一般の住居や事業所等に対する対策は余り取られてこなかったのではないのでしょうか。インタビューでも、「お手上げです。このままにしておきます」と応えていました。これらについては、行政の力の及ばぬところとって済ませるわけにはいかないと思います。潜伏期間の極めて長いアスベスト、その具体的な被害が出てくるのは、これから20年以降といわれています。ちなみにフランスでは、1979年のアスベスト禁止までに、35,000人が死亡し、その後20から25年間に最大10万人が死亡する可能性を指摘しております。

アスベスト問題は、端緒についたばかりだといっても過言ではありません。公共施設以外の建物についてのアスベストの使用状況の把握、或いはまた、アスベストの使用に携わっていた人らがいるかどうかの実態調査をしておくべきではないか。町の対応をお聞かせ下さい。

日本資本主義史上最大の産業災害であり、人類史上最悪の被害が発生する可能性もあると指摘する学者もいます。アスベスト問題はこれからだといえます。

3 番目に原発防災計画についてであります。

3月24日の志賀原発2号機の判決文の全文は無理にしても、判決要旨については町長も目を通してのことと思います。

判決は地震学の現在の知見からすれば、ごく自然なものといわれています。地震の際の原発の危険性と最大地震を予め確実に予想できない地震学の限界を判断したものとも言われています。判決の中身を解説することが主眼ではありませんが、判決の中で触れられていることは今後控訴審或い

は最高裁で争われるにしても、行政としては十分考えて対応していかなければならない問題です。判決を待ってからの対応では遅いからです。

さて、判決が指摘した重要な点ですが、町長は今定例会の所信で国の安全審査において安全性は十分に担保されていると確信しておりと述べていますが、耐震性に対する国の安全審査を判決では全面否定したこと。国の耐震設計を超えた地震が現実的に起きていること。そして、地震が起きた場合、電力が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられないこと。さらに許容限度を超える放射線被曝は全国各地に及ぶことを指摘しています。

裁判では裁判長が北電に再三再四に渡り反論を求めたにもかかわらず、負けるはずがないという慢心からまともな反論をせず、北電は反論が下手だったかのようなコメントをしています。全く違います。裁判に対する真摯さが見られなかったのです。それは、国の新しい耐震設計指針がまだ決まっていないのに、耐震補強工事をする必要がないと社長が言って、知事にたしなめられていることを見てもわかります。また、不当判決だと即控訴しながら、11月17日まで控訴趣意書の提出を待ってくれというのはどういうことでしょうか。地裁の判決に対して反論できないことを自ら証明しているようなものです。そこにはおごりがあっても、地域住民の生命財産を守らなければならないという観点はひとつもみられません。

現在の志賀町の原発防災の基本は屋内避難・屋内退避が中心ですが、裁判で指摘されたような事態に対しては全く役に立たず、むしろいたずらに被曝を増やすだけの結果にもなりかねません。広域避難も含めて全面的に防災計画を見直すべきではないか。さもなければ100%安全性が担保されるまで止めるように要請すべきです。最大の原子力防災は原発を動かさないことです。判決でも2号機を止めても特段の影響はないと指摘しています。町長の考えをお聞き致します。

4番目に残余のリスクについてどう対処するのかという問題であります。

3月24日の判決を受けて、原子力安全委員会はこれまで停滞していた耐震性の新しい指針をまとめて4月28日に発表しました。

だが、現行指針からすると大きく後退している点や到底認めるわけにはいかない点が多々あります。問題点は多くありますが、ここでは残余のリスクについてのみ取り上げて、町の対応を聞きたいと思います。

残余のリスクとは「地震が想定を上回り、施設に重大な損傷が発生し、放射性物質が放出されるリスクを認めましょう」と言うことです。「いかなる地震にも耐えなければならないというのが現行指針ですが、新指針は地震によって原発が破壊されて大災害が起こるというリスクを国民或いは地域住民に押し付けるものです。」また、平成4年の伊方原発訴訟の最高裁判決には、「原子炉等規制法では原子炉災害が万が一にも起こらないよう審査することを求めているとした、安全審査の基本的な考え方と相反する疑いがあります。最高裁判決は、万が一にも原子炉災害が発生することは原子炉等規制法上許されないとしています。このようなリスクをなくすことが実行不可能であれば、災害防止上支障があるとして原子炉施設は許可してはならないということが原子炉等規制法の考え方です。

これまで原発を推進してきた町としても、今までの判断基準が覆されたものであり到底認めがたいものではないでしょうか。このような指針を確定するのなら、原発を止めてもらわなければ困るというくらいのことは、原発立地町の町長として言うことが筋ではないでしょうか。町長の考えを聞きたいと思います。

指針を策定してもなお、その想定が突破されて地震による事故は起きるかも知れない、その時はあきらめてくださいよと言っているわけです。想定を超えたときにどうするのか。先ほどの防災計画と絡んできますが、町民の財産と命を守るためにどう対処しようとしているのかお答え下さい。

最後にタービン羽根損傷問題についてであります。

タービン羽根の損傷については、6月25日の時点で浜岡原発では確認されているのに、新聞等では30日に発表されています。これは、29日に株主総会が開催されており、株主総会への影響を配慮したもので許せるものではありません。

浜岡5号機、志賀2号機はABWRとよばれ、鳴り物入りで導入された最新鋭機。株主総会では、安全性と耐震性は確保されていると言明してい

ます。ところがどうでしょうか、全ての発電施設に共通・不可欠の「タービン」の重大事故。最新鋭機どころか、発電の基礎、基本のところでは技術の欠陥とお粗末さを露呈したのです。

さて、問題は損傷が確認されながら発表が株主総会后にされたこと。北陸電力も同じタービンを使いながら本日朝になってやっと停止したこと。本来なら直ちに停止をして点検に入ることが筋です。この一連の対応について、私の仲間は本日午後北陸電力の本社に抗議に行きますが、町はどのような対応をしてきたのか、お答え下さい。

以上を持ちまして私の質問を終わります。

小田 芳治議長 質問の途中でございますけれども、ここで暫時休憩を致します。再開は午後1時からと致しますので宜しくお願い致します。

(休憩) (午前12時54分)

(再開) (午後1時00分 出席議員 30名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を行います。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

10番 堂下議員さんの質問にお答えを致します。

まず、第1点目は渤海国交流事業についてであります、旧富来町が継続事業としてやってきた渤海国交流事業について、町のイメージアップということも含めて、今後も取り組んでいくというような質問であると思います。渤海国交流事業につきましては、旧富来町において、只今、堂下議員が申し述べられた史実をもとに、平成8年度から交流事業を推進してこられたことについては承知いたしております。

この事業が一応の成果を得られたのは、著名な渤海研究の先生方の惜しみないご協力と、そして町民が一緒になって渤海を題材とした学習活動及び調査研究に取り組んでいただいた結果だと、このようにお伺い致しております。

旧富来町では、平成8年度の事業開始以来、平成9年7月に上田雄先生監修の能登の客院「富来物語」のマンガ渤海交流史が発刊され、平成

15年3月には、渤海国交流研究センター編集・監修の「渤海国交流の謎を探る～渤海食談塾 IN 富来講演記録集～」の発刊、そして渤海国交流研究センターが行ってきた活動の集大成ともいえる二回のシンポジウムの講演内容を中心に平成17年7月に取りまとめた上田正昭先生監修の「古代日本と渤海～能登からみた東アジア～」が順次発刊され、内外から高い評価を得ているとお伺いしているものでありまして、これまでに渤海国交流研究センターが行ってきた活動の総決算が示されたものと、感銘を受けております。

しかし、この著書の中で上田正昭先生の述べておられる、「ひとりでも多くの方々が、本書の中から『善隣友好』の歴史と、あるべき民主相互のまじわり、すなわち民際交流のありようを学びとっていただけるなら幸いである。」との言葉にもありますように、町と致しましても新たな視点で渤海国との交流の歴史と文化を学ぶ取り組みについて、価値を見出し、模索していく必要があるものと認識を致しております。

今後の具体的な取り組みについては、現在のところ未定であります。議会を始め関係各位のご意見を拝聴しながら、以降の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

続きまして、このアスベストについてであります。

当町の公共施設におけるアスベストの処理につきましては、今年度中にほぼ完了する予定であります。

公共施設以外の一般住宅や事務所等に対するアスベスト対策につきましては、その使用状況等を把握することは今のところ考えておりませんが、町民である建物所有者からアスベストかどうかの疑問に対して、検査機関の紹介や、また、検査費用等の説明、更にはアスベスト処理の相談には解体撤去業者等のリストの案内を実施しております。

アスベストの使用に携わっていた人がいるかどうかの調査については、特別な調査はしておりませんが、町が実施する健康診断において胸部レントゲン検診の際に問診事項としてアスベスト関連事業の従事状況について聞き取りを致しております。

具体的な実態調査については、個々の人の仕事の状況の把握が難しい

ことということから、現在のところ実施することは困難であると、このように思っております。

引き続きまして原子力防災計画についてであります。原発防災計画は間尺にあっているのかといった質問であります。現在、当町の地域防災計画については原子力防災計画編も含め、一般災害対策編、震災対策編とともに見直しの最中ではありますが、原子力防災計画では、国の防災指針に従いまして、志賀原子力発電所からおおむね10km以内を重点範囲として計画しております。

その中で、万一の事態が生じた場合には、発電所での事故等の推移や気象条件に応じて住民が受ける線量を予測した上で、住民等に対して、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難といった防護対策を実施することとしております。

更に、町外へ避難を行う必要が生じた場合は、県の協力を得ながら住民等を周辺市町へ広域避難させることも計画に盛り込んでおり、その際には受入先の避難施設に職員を派遣して連絡や住民等の保護に当たらせるよう計画しているところであります。

いずれにしても、我が国の原子力発電所は厳重な国の安全審査を経て作られておまして、ご指摘の金沢地裁であった耐震性に対する裁判で指摘されたような事態にはならないものと、このように考えておりますが原子力安全委員会では最新の知見を取り入れて耐震指針を見直中でありますので、私としてもこうした状況を見守りながら、防災対策については今後の防災訓練の中で、実効性を適宜確認して参りたいと、このように考えております。

続きまして、この残余のリスクについてであります。現在、改訂作業が進められている耐震指針の案において、「残余のリスク」という考え方が導入され、策定された地震動を上回る地震が発生する可能性は否定できないとされていることは承知を致しております。

この「残余のリスク」に対しては「合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべき」とされておりますが、今後の課題とされているとも聞いております。

私と致しましても、志賀原子力発電所の耐震安全性については国の厳しい安全審査によって十分確保されているものと認識しておりますが、町民の安全確保、更には安心に結び付くよう、耐震指針の早期改訂や志賀原子力発電所の耐震安全性の再評価が「残余のリスク」を含めて、今後どのように検討・評価がなされていくかについて注視し、「残余のリスク」についての判断基準が明確にされることになれば、当然、そのリスクの低減のための対策を講じるよう求めて参りたいと、このように考えております。

続きまして、浜岡原子力発電所5号機のタービンの羽根が損傷した問題についてであります。

中部電力では6月23日に浜岡5号機のタービンの羽根が1本損傷していることを国に報告し、原因調査のための詳細な調査を行うこととしておりましたが、その後、6月30日に、国に対して、46本の羽根で一部損傷が見られた旨の詳細な点検状況の報告をしたと聞いております。国では、この報告を受けた当日、北陸電力に対して、同型のタービンを採用している志賀原子力発電所2号機の点検指示を行った訳でありまして、結果的には、北陸電力は株主総会の後にこの点検計画を策定する旨の発表に至ったものであります。株主総会の影響を配慮したものでないと思っております。また、停止を今週まで実施しなかったことについて、2号機はタービン振動についても異常がなく、安全・安定に運転していること。更には国の指示により点検計画を策定することが必要であったため、この間、停止をしなかったものと聞いておりましたが、昨日には点検計画を策定して、原子炉の停止操作を開始し、本今朝、原子炉を停止したと聞いております。

当町としては、こうした状況については北陸電力より報告を受けておりまして、また、国からも中部電力の報告を踏まえ、北陸電力に対して2号機の点検を指示した旨の連絡を頂いているところであります。今後は、国に対しても浜岡5号機での損傷の原因を明らかにして頂くと共に、北陸電力に対しは、タービンの点検を入念に行い、必要があれば羽根の取替えも含めて、安全性を最優先に取り組むよう指導

して参りたいと、このように考えております。以上であります。

小田 芳治議長 10番 堂下 健一 君

堂下 健一議員 はい。

原発関係の再質問といいますが、これは見解の違いによりまして、恐らく答えを求めても、こちらの期待している答えが戻ってこないと思いますけども、やはりこれだけのことが指摘されておりますから国の指針を待つのではなくて、町は町としてきちっとした対応を考えて欲しい面が多々あります。はっきり言いまして国の指針そのものが、今回の判決で否定された訳ですから、それに対して北陸電力は間違っていないと言っていますけども、これは一つの見解としては裁判という中で出た訳でありますから、それに対してはきちっとした物の見方をして欲しいと思います。以上です。

小田 芳治議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2．町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号

ないし第95号及び第99号ないし第112号

(委員会付託)

小田 芳治議長 次に、町長提出 報告第4号ないし第17号、議案第91号、第93号
ないし第95号及び第99号ないし第112号を、お手元に配布の付託表
のとおり各常任委員会に付託いたします。

日程第3．志賀町農業委員会委員の推薦

小田 芳治議長 次に、志賀町農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4人とし、安地 博 氏、福田 英雄 氏、
竹内 利長 氏、角花 進 氏の4氏を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、安地 博 氏、福田 英雄 氏、
竹内 利長 氏、角花 進 氏を推薦することに決しました。

(休 会)

小田 芳治議長 次に、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6日から11日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、明6日から11日までの6日間は休会することに決しました。

次回は、7月12日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 1時14分 散会)
